

【請求に際してのご注意】

結婚祝金支給規程

(目的)

- 第1条 高圧ガス溶材企業年金基金(以下「基金」という。)の加入者が、継続した加入者期間1年以上で結婚したときは、この規程の定めるところにより、結婚祝金(以下「祝金」という。)を支給する。
- 2 前項の規程にかかわらず、加入者期間1年以上である加入者であった者が、資格を喪失した後3ヶ月以内に結婚したときは、祝金を支給する。

(支給額)

- 第2条 祝金の額は、10,000円とする。

(請求手続)

- 第3条 祝金の支給を受けようとする者は、結婚祝金請求書(表面)を、事業主の証明を受け、事業主を経て基金に提出するものとする。
- 2 事業主の証明については、婚姻関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本を添えたときは、省略することができる。

(支給制限)

- 第5条 給付を受ける者が、次の各号の一に該当するときは、祝金を支給せず、または返還させることができる。
- (1) 給付の理由に重大な過失があったとき。
- (2) 給付の請求に虚偽の事実または不正の行為があったとき。

(権利の消滅)

- 第6条 この祝金を請求する権利は、その受給理由である事実が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅する。

※ 結婚祝金支給規程より一部抜粋しています。